

令和2年度事業計画

1 策定基調

我が国の経済は、デフレ脱却と経済再生を最優先課題として7年近くにわたり取り組んだアベノミクスにより、GDPは過去最大規模に達しており景気は内需を中心に緩やかな回復基調を保っているとの評価である。その一方で、貿易摩擦や自然災害、新型コロナウイルスなどにより経済が下方するリスクも含んでいる。

政府は、少子高齢化という構造的な課題へ対処するため、「人づくり革命」及び「働き方改革」にかかる対策を推進するとともに、最先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済再生への道筋を確実なものとするとしている。

こうした状況の中、国民生活、産業活動のライフラインとして重要な責務を担うトラック運送業界は、改正貨物自動車運送事業法が施行されたことに伴い「荷主対策の深度化」、「規制の適正化」、「標準的な運賃の告示制度の導入」の3つの施策をセットとして一体的に取り組むことにより、業界の健全な発展を図っていかねばならない。

当協会においては、新しい時代にふさわしいトラック運送業界の実現に向けて、諸課題克服と業界に課せられた公共的な使命の達成、さらには今後のトラック事業の発展を期して、諸活動を積極的に展開していくこととする。

2 重点施策

令和2年度は、次の10項目を重点施策に位置づけ、関係機関と連携を強化して事業計画に基づく諸対策を積極的に推進していく。

- (1) 標準貨物自動車運送約款の浸透等による適正な運賃・料金収受の推進
- (2) 長時間労働の是正を図るため、生産性の向上や取引環境の改善等「働き方改革」の実現に向けた対策の推進
- (3) 人材確保対策の積極的な推進
- (4) 交通・労災事故の防止及び環境・省エネ対策の推進
- (5) 高速道路通行料金の大口・多頻度割引最大50%枠の堅持及び更なる割引の拡充並びに道路の積極的な活用に向けた諸対策の実現
- (6) 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現
- (7) 燃料高騰対策等の推進
- (8) 適正化事業等の推進による法令遵守の徹底
- (9) 大規模災害発生時における緊急輸送体制の確立
- (10) 荷主・消費者等対外広報活動の推進

3 事業計画

(1) 標準貨物自動車運送約款の浸透等による適正な運賃・料金収受の推進

(ア) 契約の書面化及び下請・荷主適正取引推進ガイドラインの普及・定着

○運賃と料金の区別や付帯作業が明確化された標準貨物自動車運送約款、契約の書面化及び下請・荷主適正取引推進ガイドラインについて、会員事業者及び荷主に対して周知を行い、更なる普及定着を図る。

(イ) 標準的な運賃の告示制度に係る対応

○令和6年度より、ドライバーの時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえて、改正貨物運送事業法で施行された「規制の適正化」、「事業者が遵守すべき事項の明確化」、「荷主対策の深度化」に加えて、「標準的な運賃の告示制度」の内容について周知するなど、制度の普及促進を図る。

(ウ) 働き方改革対応に向けた原価管理の徹底等による適正運賃・料金の収受

○働き方改革への対応に資するため、原価意識の強化及び適正運賃収受に繋がるセミナー等を開催するとともに個別企業に対する経営診断助成を行う。

(2) 長時間労働の是正を図るため、生産性の向上や取引環境の改善等「働き方改革」の実現に向けた対策の推進

(ア) 働き方改革関連法への適切な対応

○全ト協が策定した「働き方改革の実現に向けたアクションプラン」等の活用を通じて、時間外労働の上限規制等働き方改革関連法の内容や対応策を周知するなど、積極的な対応を図る。

○全ト協と連携を図り、トラックドライバー等の賃金や労働時間等の実態を把握し、諸施策や要望活動等に対応する。

(イ) 「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」の適確な運営

○行政や荷主団体等と連携を図り、引き続き協議会の適確な運営と取引環境・労働時間の改善に向けた対応を図るとともに、協議会における広報活動等の取り組みを支援する。

(ウ) ホワイト物流推進運動など荷主との連携による生産性向上に向けた取り組みの実施

○行政等と連携によるセミナー等を通じて、「ホワイト物流」推進運動や「取引環境と長時間労働改善に向けたガイドライン」について普及促進を図り、引き続き荷主とトラック運送事業者による生産性向上に向けた取り組みに積極的な対応を図る。

(エ) 改善基準告示の見直しに向けた対応

○改善基準告示の見直しに伴い、トラックドライバーの労働時間の実態やトラック運送事業者の改善基準告示及び働き方改革関連法への対応状況を把握し、諸施策や要望活動等に対応する。

○トラックドライバーの労働時間の短縮、休日の取得促進をはじめとする環境整備を積極的に推進する。

(オ) 運転者職場環境良好度認証制度に係る対応

○新たにスタートする「運転者職場環境良好度制度」の内容について周知するなど、制度の普及促進を図る。

(カ) IT化の推進

○IT活用の推進を図るため、先進活用事例等幅広く周知するセミナーを開催し、事業者における人材不足や業務効率化に資するための生産性向上等を支援する。

(キ) 中継輸送の実現に向けた対応及びスワップボディ、ダブル連結トラック等の普及

○国土交通省の「中継輸送実施の手引き」や「スワップボディコンテナ車両活用促進に向けたガイドライン」について周知するなど、事業者が対応可能な中継輸送や共同輸配送について必要な対応を図るとともに、荷待ち時間の削減など輸送の効率化に有効なスワップボディ、ダブル連結トラック等の普及に関して必要な対応を図る。

(3) 人材確保対策の積極的な推進

(ア) 高校新卒者等の採用促進のためのインターンシップを含む総合的な対策の策定及び実施

○インターンシップ登録サイトの活用とインターンシップ実施事業者への支援を図るとともに、就活イベントへの参加や高等学校等への周知活動を行い、高校生等に対する業界への採用促進を図る。

○準中型免許取得、普通免許等限定解除に係る費用に対する支援を行い、若年ドライバーの確保を図る。また、継続して、大型・中型免許等の取得助成を行う。

(イ) 若年者、女性及び高齢者の採用等を含めた労働力確保及び育成・定着対策の推進

○若年者、女性及び高齢者の採用を含めた活動、採用後の労務管理等のマニュアルや人材確保セミナーを通じ会員事業者への支援を図るとともに関係機関と連携して労働力確保に係る対外的な広報活動並びに積極的なPR方策を展開する。

(ウ) 事業後継者等の育成

○事業後継者並びに青年経営者を育成するため、青年部会において実践に即した研修事業の実施、他業界等の青年組織との意見交換を行うとともに、社会貢献活動に取り組む。

○優秀な管理者を育成するため、中小企業大学校の講座受講を促進・助成を行う。

(エ) 人材確保に係る課題に対する対応策の検討

○トラック運送業界における人材確保に係る課題について対応策を検討し、女性や次世代を担う若年労働者層、ドライバー未経験者等の求職者に対し、トラック運送業界の社会的役割等を積極的にPRし、職業としての魅力を

アピールする。

- 地域のハローワークと連携し、求人中の会員事業者と求職者のマッチング機会の提供を通じ、会員事業者の人材確保支援を図る。

(4) 交通・労災事故の防止及び環境・省エネ対策の推進

◇交通事故防止対策

(ア) 事業用トラックによる交通事故防止対策の推進

- 事業用トラックを第一当事者とする死亡事故件数を削減するための各種施策を積極的に推進し、交通事故防止の実効性向上を図る。
- 定時総会、事故防止大会等における交通安全決議等により、交通安全に対する意識の定着を図る。

(イ) 飲酒運転の根絶に向けた取り組みの強化

- 運転者等に対するアルコール検知器の携行、酒気帯びの有無の測定方法及び測定結果の確実な報告等について指導を徹底するとともに、飲酒運転根絶意識の向上を図る。

(ウ) 安全意識の高揚、運転技能の向上を図るため、ドライバーコンテスト、SDラリーコンテストの継続実施。

(エ) 追突事故及び交差点、高速道路における事故防止対策の啓発

- 交通事故実態に即した事故防止セミナー等を通じ、交通事故防止意識の高揚を図るとともにWEB版ヒヤリハット集など効果的な映像を活用した実践的なセミナーを開催する。
- 事業用自動車の運転者に対する指導及び監督の指針に基づいて、ドライバー教育テキストを活用した初任運転者等に対する教育指導体制の強化等により、交通事故防止の実効性向上を図る。
- ドライバー等安全教育訓練促進助成事業の利用促進を図る。

(オ) 安全対策機器等の普及促進

- ドライブレコーダをはじめとした衝突被害軽減ブレーキ装置、車両周辺の安全確認支援装置、アルコールインターロックなど安全対策機器の導入を助成し、積極的な普及促進を図る。

(カ) 運行管理者及びドライバー等の安全教育訓練実施への助成及び運転者の適性診断（一般・初任・適齢）、運転記録証明の助成。

(キ) 「運輸安全マネジメント」の普及拡大

- 運輸安全マネジメント評価制度見直し（最低車両台数の範囲拡大）について周知するとともに、運輸安全マネジメントについて、一層の定着と取り組みの深度化、高度化を図るための普及・啓発活動を推進する。

(ク) 駐車問題見直しへの対応

- 貨物集配中の事業用トラックに係る駐車規制の見直しに伴う諸課題について情報収集に努め、必要に応じ、改善に向けた関係機関への働きかけを行う。

(ケ) 降雪期における安全運行の推進

- 降雪期における安全運行の徹底を図るため、安全運転指導及び啓発活動を実施するほか、タイヤチェーン義務化への対応や道路除排雪、凍結対策及び無装備車両（冬用タイヤ、チェーンの装着）の乗入れに対する指導強化について道路管理者等に要望活動を行う。

(コ) 「重要物流道路」の更なる拡充や機能強化の推進

- 大型トラックが特殊車両通行許可不要でスムーズに走行できる環境を実現できるように重要物流道路の指定がされ、指定された区間の道路整備が早期完成・共用されるよう、全ト協及び都道府県ト協と連携を図り、適宜要望を行う。

(サ) 車両及び道路通行等諸規制の緩和要望の推進

- 車両制限令及び特車申請の運用のあり方等について、制度の簡素化・手続きの迅速化、また各種規制の緩和等について、全ト協及び都道府県ト協と連携を図り、適宜要望を行う。

◇労働対策

(ア) 過労死等防止対策の推進

- 平成29年度に策定した「過労死等防止計画」の具体的な行動計画に基づき、関係者が一丸となって過労死等防止対策を推進する。
- セミナーや啓発資料等を通じ、過労死等防止に向けた意識の高揚を図るとともに、過労死等防止対策の普及促進を図る。

(イ) 健康状態に起因する事故防止対策と定期健康診断の受診促進及びメンタルヘルス対策の推進

- 健康状態に起因する事故防止のため、「健康起因事故防止マニュアル」を活用した事故防止対策や定期健康診断の受診に対する助成を継続して行う。また、メンタルヘルス対策強化について普及啓発を図る。
- 中小トラック運送事業者のための健康管理システム（運輸ヘルスケアナビシステム）の導入・活用を推進する。
- 脳・心臓疾患の要因となる高血圧の予防に血圧測定が重要であることから、乗務前点呼における血圧測定に活用できる高機能な血圧計の導入に対する助成を行う。

(ウ) 睡眠時無呼吸症候群(SAS)対策及び新型インフルエンザ対策等の推進

- ドライバーの睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査に対する助成を行う。
- 新型インフルエンザの発生に備えて、地方公共機関としての対策業務が的確かつ迅速にできるよう訓練の実施に努めるほか、新型コロナウイルス感染症拡大をめぐる状況やその影響を的確に把握し、今後の事態を見据えた対策に取り組む。

(エ) 労働災害防止の推進

- 陸運労災防止協会と連携し、第13次労働災害防止計画を踏まえた労災事故防止対策に取り組む。
- 安全衛生管理の徹底と荷役作業の安全対策ガイドラインの周知徹底を図る。

また、荷主団体等に対して労災事故防止に関する協力を求める。

(オ) 高速道路のSA・PA、道の駅における駐車スペースの確保・拡充

- 労働関係法令の遵守及び労働環境改善のために必要な施設として、高速道路のSA・PA、道の駅における駐車スペースの整備・拡充について、全ト協と連携し、積極的な要望を行う。

◇環境・省エネ対策

(ア) 環境・省エネ対策の推進及び啓発

- トラック運送業界における環境・省エネ対策を積極的、かつ継続的に推進・啓発することにより社会との共生を図る。
- 環境と安全に配慮したエコドライブを推進するため、年間を通じて「エコドライブ推進運動」を展開し、「エコドライブ推進事業所認定事業」を実施する。
- 安全意識と省エネ運転技能向上を図るため実践的な省エネ走行研修を実施する。

(イ) エコドライブの徹底に向けたEMS機器等、アイドリングストップ支援機器及びエコタイヤ等の普及促進

- 燃料消費量の削減効果が高いデジタル式運行記録計などEMS機器等の導入に対する助成を行う。
- アイドリングストップ支援機器（エアヒーター、バッテリー式冷暖房装置等）導入助成事業を促進する。
- エコタイヤ・再生タイヤの導入促進を図るため助成を行う。

(ウ) NGV等環境対応車の普及促進

- 環境対応車であるNGV（天然ガス自動車）及びハイブリッド車の導入を促進するため、導入のための助成事業を行う。
- NOx・PM等の排出ガスを削減するため、ポスト新長期規制等適合車への代替に対して、近代化基金融資による融資の利子補給を行う。

(5) 高速道路通行料金の大口・多頻度割引最大50%枠の堅持及び更なる割引の拡充、並びに道路の積極的な活用に向けた諸対策の実現

(ア) 大口・多頻度割引最大50%枠の堅持及び更なる割引の拡充等

- 高速道路の利用をさらに促進するため、大口・多頻度割引最大50%枠の堅持及び更なる割引の拡充、長距離遞減制の割引及び深夜割引等の拡充など更なる割引制度の充実に向けて、要望活動を展開する。

(イ) 高速道路における安全対策及び渋滞対策の推進

- 輸送時間の短縮、定時性の確保、物流効率化による経済活動の活性化等高速道路の持つ効果が最大限発揮されるよう、高速道路ネットワークの積極的な整備の推進やミッシングリンクの解消ほか、暫定2車線の4車線化など安全対策及び渋滞対策の推進に向けて、要望活動を展開する。

(ウ) ETC2.0を活用した物流対策

- E T C 2. 0 搭載車を対象に実施されている高速道路からの一時退出を可能とする措置について、対象となる道の駅の拡充や退出時間の拡大が図られるよう要望するなど、E T C 2. 0 を活用した物流対策の充実に向けた積極的な対応を図る。

(6)自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現

(ア) 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現

- 自動車関係諸税の簡素化及び軽減に向けて、全ト協及び都道府県ト協と連携を図り、要望・陳情活動を積極的に展開する。
また、事業用トラックに対する新たな負担増の議論が生じた場合、これを阻止するべく要望・陳情活動を展開する。

(イ) 軽油引取税の旧暫定税率の廃止等税負担の軽減

- 軽油引取税は、一般財源化により本来国民が公平に負担すべきであるにもかかわらず、「当分の間税率」と名前を変えてトラック運送事業者が負担を強いられており、税負担の公平の原則に著しく反していることから、軽油引取税の旧暫定税率の廃止に向けて、要望・陳情活動を展開する。

(7)燃料高騰対策等の推進

(ア) 自家用燃料供給施設整備支援助成事業及び燃料費対策特別融資の実施

- 自家用燃料供給施設に対する一部助成を実施する。
- 軽油等燃料費対策及び環境・省エネに対する重要性を鑑み、最新排出ガス規制適合車等の導入に必要な資金融資に対する利子補給を行う。

(イ) 近代化資金融資の推薦及び利子補給事業、信用保証協会保証料助成事業の実施

- 物流効率化に資するための施設の整備をはじめ、事業の近代化・合理化のための設備投資に対し、中央近代化基金事業と連携して地方近代化基金による融資の斡旋及び利子補給を行う。
- 信用保証協会のセーフティネット保証等の保証を受ける際に支払う保証料の助成を行う。

(ウ) 石油製品価格動向調査及び燃料価格等の情報提供の実施

- 軽油価格改定の動向について調査・情報収集し、会員事業者に対する情報提供に努める。

(エ) アイドリングストップの徹底

- C O 2 削減、燃料高騰対策の一環として、ドライバーに対し、駐停車時のアイドリングストップの徹底を図る。

(オ) 燃料サーチャージ導入の積極的な推進

- 燃料サーチャージガイドラインを周知するなど、導入を促進する。

(8) 適正化事業等の推進による法令遵守の徹底

- (ア) 適正化事業実施機関の事業活動を効果的に推進するため指導体制の強化及び地方評議委員会の適切な運営
- 適正化事業指導員の専任化、巡回率向上を図るための指導体制の強化を図り、また、地方評議委員会の適切な運営に努める。
- (イ) 事故防止・安全対策等の指導内容の充実強化及び事業者・運行管理者等に対する指導・啓発の推進
- 巡回指導については、新規事業者、総合評価が低い事業者など指導の必要性が高い事業者を念頭に優先度に応じた指導内容及び巡回頻度とし、効果的・効率的に推進する。また乗務時間等告示違反事業所に対する特別巡回指導を行うとともに車両制限令違反情報のあった事業者に対する荷主情報の聴取等を実施する。また、巡回指導を通じて、働き方改革関連法及び改正貨物運送事業法の遵守の徹底を図る。
 - 巡回指導における評価が厳正・公平に行われるよう、昨年度改定した巡回指導指針及び巡回指導マニュアルに基づき、最重点指導項目をはじめとした指導項目について、適切に指導を実施する。
 - 悪質性の高い違反項目に係る速報制度を円滑に推進する等、運輸局等との連携の更なる強化を図る。また、自動車の適正な点検・整備及び不正改造防止に関して国土交通省の運動と連携し、指導する。
 - 事業者・運行管理者等に対して、法令遵守をはじめとする広報啓発活動を積極的に推進する。
- (ウ) 社会保険等の未加入・未納事業者に対する指導、社会保険制度等に関する法的義務の周知徹底、啓発活動の推進
- 巡回指導等を通じ社会保険制度等の加入及び保険料の納付について、周知及び法的義務の履行の徹底を図る。
- (エ) 適正化事業指導員に係る研修事業の充実並びに資質の向上
- 全国研修、小規模グループ研修等の受講により専門的知識の習得や指導能力の向上を図る。
 - 適正化事業指導員として必要な能力の向上を図るための各種資格の取得を推進する。
 - 運輸局・運輸支局との連携強化を目的とした官民合同の地方ブロック研修等に参加し、ブロック内における指導内容の均一化を図る。
- (オ) 安全性評価事業(Gマーク制度)の積極的な推進及び内外に対する広報啓発活動の展開
- 「貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク制度)」について、引き続き関係行政機関や全ト協と連携し円滑な推進を図る。
 - 荷主企業や一般消費者に対するGマーク制度の更なる認知度アップを図るため、引き続きGマークラッピングトラックを走行させるなど、広報啓発活動を積極的に展開する。
 - 長期間にわたり、安全性優良事業所の認定を受け、安全対策等に顕著な功

績が認められる事業所を安全性優良事業所表彰候補として運輸局等に推薦する。

- Gマーク事業所に係る危険運転等悪質違反行為に対する是正指導を行う。
- Gマークステッカーの「有効期限切れ」や「廃車時」の剥離の徹底等、ステッカーの適正な管理を推進する。

(9) 大規模災害発生時における緊急輸送体制の確立

(ア) 大規模災害発生時における緊急輸送体制の確立及び訓練

- 大規模災害時における事業用トラックによるライフライン機能維持を確実に果たすため、関係機関や全ト協と連携し、「緊急・救援輸送基本計画」に基づき、必要な体制整備を推進するとともに、これまでの震災対応を踏まえ、災害物流専門家の育成など緊急物資輸送体制の確立を図る。
- 緊急救援物資を適確に輸送できるよう、石川県等が主催する防災訓練に参加する。また、全ト協と緊急通信(衛星電話、テレビ会議システム等)を活用した情報伝達訓練を適宜行う。

(10) 荷主・消費者等対外広報活動の推進

(ア) 引越事業者優良認定制度の推進と消費者サービス向上

- 引越事業者優良認定制度(引越安心マーク)の普及促進を図るため、広報媒体を活用し業界内だけではなく、消費者に対しても積極的な周知を行う。
- 引越基本講習と引越管理者講習を開催して、引越約款や法令等の周知徹底を図る。
- 引越繁忙期におけるサービスレベルや輸送品質を保持するため、分散引越の周知活動を幅広く推進する。

(イ) 機関誌「トラックのひろば」及びホームページ等による会員向け情報提供と拡充施策の推進

- 業界及び関係行政機関の活動や事業経営に役立つ情報を提供するため、機関誌「トラックのひろば」を毎月発刊し、会員をはじめ、関係行政機関等に配布する。
- 情報発信の基盤的役割を担うホームページを運営し、常に鮮度の高い情報発信に努める。

(ウ) 10月9日「トラックの日」のキャンペーンによる業界PR対策の推進

- 10月9日「トラックの日」を中心に各種メディアを活用し広報活動を展開する。
- 10月9日「トラックの日」に親子等で参加できる体験型のPRイベントを開催し、イベントを通じてトラック運送業界への理解促進を図る。

(エ) トラック運送業への一層の理解促進に向け、各種広報媒体を活用した積極的なPR対策の推進

- 重要な課題・取組み等について、機関誌、ホームページをはじめとして、各種メディアを活用し、積極的に業界の意見公表と周知対策を行う。
- 多様化する情報ニーズに幅広く対応するため、SNS等を活用した積極的なPRを推進する。
- 荷主等に対し適正運賃收受をはじめとした適正取引推進及び安全性評価事業（Gマーク制度）、引越事業者優良認定制度（引越安心マーク）の普及促進に向けて、広告掲載等によるPR活動を展開し、理解と協力を求める。
- 新聞、テレビ等の報道機関による取材に積極的に対応し、業界の現状理解と広報活動に対する協力を求める。

(11) その他

(ア) 国民保護に関する業務の推進

- 武力攻撃事態等の発生に備えて、地方公共機関としての対策業務が適確かつ迅速にできるよう石川県が主催する図上訓練に参加し、国民保護措置に対する対応能力の向上を図る。

(イ) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への対応

- 関係機関等と連携を図り、交通需要マネジメント（TDM）、交通システムマネジメント（TSM）に関する情報の収集に努め、大会の円滑な運営に協力する。

(ウ) 運輸事業振興事業費補助金交付要綱に基づく事業の推進

- 補助金事業を効果的・効率的に活用し、トラック運送事業の適正な運営、健全な発展を促進するほか、トラック会館の施設運営及び維持管理に努める。

(エ) 事務局組織の強化と支部・委員会・部会組織等の効率的運用

- 事務局体制の強化に努めるほか、業界の諸問題等に迅速かつ適確に対応をするため、支部・各委員会・部会組織の効率的な運用を図るとともに、必要に応じて新たな組織等の設置を検討する。

(オ) 関係機関の受託業務等の推進

- 陸運労災防止協会の業務委託基本協定等に基づいて、労働災害防止に係る事業の推進と支部活動支援の充実を図る。
- 全ト協との業務委託契約等に基づいて、金沢トラックステーションの施設運営及び長距離運行を行う事業用トラックの安全運行の確保等を図る。
- 運行管理者試験センターが実施する運行管理者試験に係る業務に協力をする。

(カ) 庶務関係事項

- 本会の永年勤続功労者等に対する表彰を行う。